

空検第 162 号
昭和59年 2 月21日

整理番号 TCL - 131 - 84

サーキュラー

運輸省航空局技術部長

件名：航空機の地上走行の安全確保について

整備作業の確認、地上移動等の目的で、操縦者以外の者が航空機に乗り込んで自走により地上走行を行う場合の安全確保の要領は下記のとおりとする。

記

1. 地上走行を行う者の資格等

航空機に乗り込んで自走により地上走行を行う者は、次に掲げる事項を満足すること。

- (1) 当該機に係る航空法第24条に規定する一等航空整備士、二等航空整備士又は三等航空整備士の資格を有すること。
- (2) 当該機について、自走により地上走行を行う能力について教育訓練を受けること。又、必要に応じて、再訓練を受けること。
- (3) 飛行場内を安全に移動するために必要な飛行場内の施設の配置、経路、標識、灯火、管制指示、誘導信号等について、教育訓練を受けること。

2. 所有者又は使用者の操作手順書の作成

当該機の所有者又は使用者は自走による地上走行についての操作手順書（チェック・リストを含む。）を作成すること。

3. 自走による地上走行の実施

自走による地上走行は、航空法施行規則第 188 条の規定によるほか、2 で定めた操作手順書に従って実施すること。又、当該飛行場において、特に定められた指示等がある場合は、当該指示等に従うこと。